

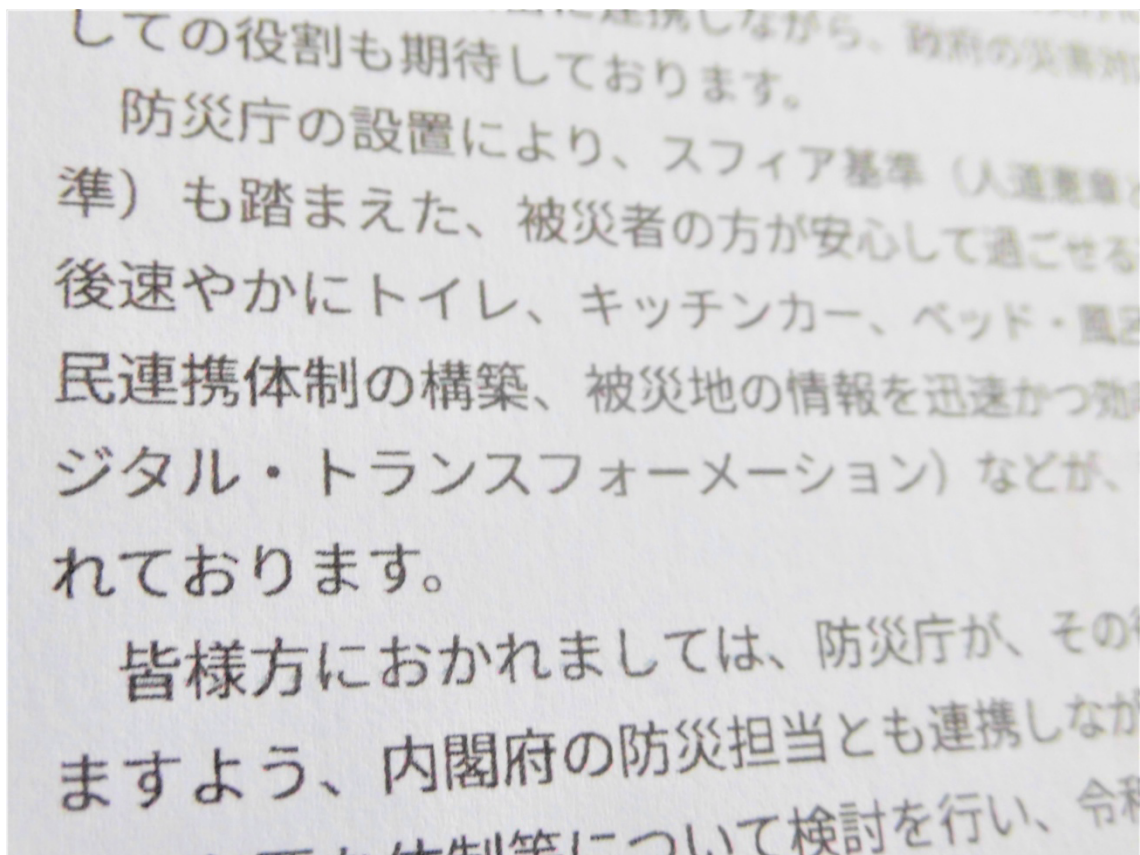
第114回 快適な避難所は本当に必要か？

I T 生

阪神大震災から30年、能登半島地震から1年の節目に、防災庁の設置へ向けた議論が本格化する。その防災庁がウリにしているのが、「快適な避難所」である。

かつて、阪神大震災が発生した当時、NHKがオランダの事例を紹介し、そこでは、避難当初から温かな食事が提供され、プライバシーに配慮した避難スペースの提供や、時間を追って、日常食が提供されていったり、音楽の生演奏などレクリエーションが行われるなど、被災者の心のケアを念頭に置いたサービスの提供がなされているといった内容だった。

こうした環境整備は必要不可欠だが、災害発生後の対応は避難所に避難することが目的ではない。あくまで、命が助かることを最優先に検討せねばならない。命が助かることというのは、災害がもたらす現象、たとえば津波や地震、火災、洪水などから身を守ること。そして避難後は関連死への負の連鎖に陥らないこと、だ。



防災庁設置に向け、石破総理は「国際水準に照らした避難所の改善」を繰り返し主張している。

これら2つのことを実現するには、地域のハザードマップ（被害想定）に応じて、住民ひとりひとり、もしくは家族単位の「避難カルテ」をつくり、それに従って、命が助かる場所を模索し、訓練を通じて、頭に叩き込むしか方法はない。これは誰でもできることであり、実際、近年、南海トラフ地震で被災が想定されている沿岸部で着々と進められている。

このことを、防災庁では、早急に面的に広く普及させることがまず求められる。すでに前述したようにモデルがいくつか存在するわけだから、各市町村でいっせいに取り組ませれば、半年ほどで実現させることは十分可能だ。高齢者を対象にした医療福祉の条件を十分満たす避難場所を整備するのは、それからでも遅くはない。このことさえ実行されれば、防災は8割がた成立したようなものといっている。

しかし、この順番を間違えると、阪神大震災から30年たって、ようやく「事前防災」に焦点をあてた防災庁をつくっても成果をあげることはとてもかなわない。

南海トラフ地震の発生確率が80%に引き上げられた現状にいたっては、明日にも、日本列島の中枢部が津波に襲われてもおかしくないのだから。

（令和7年1月）